

米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素地域づくりを推進する観点から、市民の次世代自動車の導入を促進するため、予算の範囲内で米原市次世代自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車および燃料電池自動車という。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (4) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (5) V2H放電充電設備（以下「V2H」という。） 第2号または第3号に規定する自動車から電力の取り出しおよび当該自動車に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。
- (6) 外部給電器（以下「V2L」という。） 次世代自動車から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）に合格しているもの、またはCHAdeMO規格対応車両から電力（AC100V 1500W 以上）の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているものをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付は、経済産業大臣が定める「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱(20220302 財製第4号)の補助対象となる車両(以下「国補助対象車両」という。)

で、かつ、次の各号に掲げる事項を全て満たす次世代自動車を導入することを要件とする。

- (1) 補助金を交付される年度(以下「補助年度」という。)に属する1月31日までに初度登録された新車であること。
- (2) 滋賀県内の販売店で購入されたものであること。
- (3) 市内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (4) 次世代自動車からの買替えでないこと。
- (5) V2HまたはV2Lを次世代自動車と併せて導入し、または既に導入していること。
- (6) 米原市気候非常事態宣言(令和5年3月28日)の趣旨に賛同し、また自ら温室効果ガス排出量を削減する取組を率先して行うものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する者(個人事業主を除く。)で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証の所有者および使用者の氏名が補助対象者と同一であること。ただし、割賦販売契約等により車両購入する場合にあつては、販売者または信販会社等(以下「販売者等」という。)が当該車両の所有権を留保するときは、当該車両の使用者を補助対象者とする。
- (2) 補助年度の3月31日までに次条に規定する補助金の額以上に車両購入費を負担していること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は除く。
- (4) 補助対象者およびその同居者が、米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 補助金の交付は、補助対象者1人当たり1回限り、かつ、1台限りとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国補助対象車両の車両本体価格とし、補助金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。

- (1) 電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車 10万円
- (2) 燃料電池自動車 20万円

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次世代自動車導入促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、車両購入費について前条各号に掲げる金額以上を支払った日以降に市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書および領収書等の写し（割賦販売契約等により購入する場合は、当該契約書および約款の写しならびに申請日時点における車両購入に係る支給がわかる書類を添付）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 補助対象者が居住する住宅において、V2HまたはV2Lを使用していることがわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助年度に属する3月31日までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を次世代自動車導入促進補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）または次世代自動車導入促進補助金不交付決定知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第8条 補助金の交付手続については、規則第22条の2の規定により、規則第5条の交付申請および規則第18条の交付請求ならびに規則第8条の交付決定通知および規則第16条の額の確定通知を併合し、規則第15条の実績報告は省略するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受けて取得した次世代自動車（以下「取得車両」という。）を交付決定の日から4年を経過する日までの間（以下「処分制限期間」という。）に次に掲げる処分（以下「財産処分等」という。）をしてはならない。

- (1) 廃棄、交換または担保に供すること。
- (2) 他の者に売却し、譲渡し、または貸与すること。

2 前項の規定にかかわらず、補助決定者は、処分制限期間に財産処分等をしようとするときは、あらかじめ次世代自動車導入促進補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）その他市長が必要と認める書類により、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請に対し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を次世代自動車導入促進補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第5号）により補助決定者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条第3項の承認をする場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 取得車両が自然災害により走行不能となり、車両登録の抹消処分をしたとき。
- （2） 補助決定者の過失がない事故により、取得車両が走行不能となり車両登録の抹消処分をしたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 補助金の返還額は、既に交付した補助金の額に処分制限期間に対する残存日数（交付決定の日から補助決定者が財産処分等をする日までの日数を処分制限期間から差し引いた日数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

3 市長は、取得車両の財産処分等により利益が生じるときは、補助決定者に対し、その利益の全部または一部を、交付した補助金額の範囲内で前項の額に加算して市に納付させることができる。

（データ等の提供）

第11条 市長は、第1条の規定による目的に必要な範囲において、補助決定者に対し、次世代自動車の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助決定者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（公表）

第12条 市長は、前条第1項で実施した結果および効果等を公表することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。

（有効期限）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定に基づき決定された補助金に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

付 則(令和6年4月1日告示第124号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和7年1月31日告示第31号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

年 月 日

米 原 市 長 様

〒

住 所 滋賀県米原市
(フリガナ)

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

【電話番号は、平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください。】

米原市次世代自動車導入促進補助金交付申請書兼請求書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

私は、米原市が補助金の交付の可否を審査するため、住民基本台帳および市税等に関する公簿を閲覧することについて同意します。

1 申請要件等の確認

要件に該当するときは、チェックしてください。（申請には全てに該当することが必要です。）

☐ 交付申請を行う年度の 3 月 31 日までに、補助を受けようとする額以上に車両購入に関する支払いが完了しました。 ☐ 私は、これまでに標記補助金の交付を受けたことはありません。 ☐ 私は、市税等に滞納はありません。 ☐ 私は、暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有するものではありません。 ☐ 私は、米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱第 3 条に規定する交付要件を全て満たし、同要綱の内容を理解し、当該補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽または不正な記入は一切ありません。 ☐ 米原市気候非常事態宣言の趣旨に賛同し、自ら温室効果ガス排出量を削減する取組を行います。

2 申請車両・交付申請額

メーカー名 車名・グレード		型 式	
車両購入支払額	円	補助金交付申請額	円

車名・グレードの欄は、国補助の補助対象車両一覧の記載と完全に一致させてください。

※補助金の額は、次のとおりです。

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	100,000 円
燃料電池自動車	200,000 円

3 V2H・V2Lに関する情報

メーカー名	
製品名称・型番	
製造番号	
購入年月日	

※申請車両に AC100V・1500W の給電機能が標準装備されている場合は、メーカー名欄に「申請車両に給電機能が標準装備」と記入してください。

4 振込先

金融機関名	
本支店名	
預貯金種類	
本人口座番号	
本人口座名義	(※カタカナで記入してください。)

※ ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載（通帳見開きページの下部に記載）してください。

提出書類チェック表

チェック	確認項目(申請時に添付してください)
☐	売買契約書および領収書の写し(ローンの場合は契約書の写しおよびローンの明細)
☐	自動車検査証の写し
☐	補助決定者が居住する住宅に V2H または V2L を使用していることがわかる書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長 

米原市次世代自動車導入促進補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました米原市次世代自動車導入促進補助金の交付については、米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定し、補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 交付決定額・確定額 金 円

2 交付の条件

- ・米原市補助金等の交付に関する規則および米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱を遵守すること。
- ・本通知日から4年を経過するまでは、補助対象車両を処分しないこと。ただし、やむを得ない事情等により補助対象車両を処分する場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長 

米原市次世代自動車導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました米原市次世代自動車導入促進補助金については、米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記の理由により交付しないことに決定したので、通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

米 原 市 長 様

三

住 所 滋賀県米原市
(フリガナ)

申請者 氏 名 (印)

電話番号

【電話番号は、平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください。】

米原市次世代自動車導入促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった、米原市次世代自動車導入促進補助金の交付を受けて取得した財産を、下記のとおり処分したいので申請します。

処 分 す る 車 両	メーカー名、車名	
	車 両 登 録 番 号	
	車 体 番 号	
	初 度 登 録 日	
処 分 の 方 法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 廃棄 ☐ 担保 ☐ 貸与 ☐ その他（ ） ※該当する項目に☑をしてください。	
処 分 す る 日	年 月 日	
処 分 す る 理 由		
そ の 他 必 要 事 項		

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長



米原市次世代自動車導入促進補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請があった財産処分については、下記のとおり（承認・不承認）としますので、通知します。

記

処 分 す る 車 両	メーカー名、車名	
	車 両 登 録 番 号	
	車 体 番 号	
	初 度 登 録 日	
処 分 の 方 法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 廃棄 ☐ 担保 ☐ 貸与 ☐ その他（ ） ※該当する項目に☑をしてください。	
処 分 す る 理 由		
不承認とする理由 (不承認とする場合のみ)		
備 考		